# ID:　41

## 担当部署:　教育委員会事務局 生涯学習課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 使用許可の取消し等 | | | |
| **例規名**  **根拠条項** | | ふれあいずーむ館設置条例　第11条第1項(第17条第2項において読み替える場合を含む。) | | | |
| **例規番号** | | 平成17年条例第77号 | | | |
| 【根拠条文】  (使用許可の取消し等)  第11条　教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ふれあいホール等の使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。  (1)　使用許可の目的又は使用条件以外に使用したとき。  (2)　この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。  2　教育委員会は、前項に規定する場合において使用者に損害があってもその責めを負わない。  【基準】  根拠条文及び藤崎町暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。  (規制及び使用料の返還)  第3条　町長及び教育委員会(以下「町長等」という。)は、個別条例等の定めにもかかわらず、公共施設の利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。  2　町長等は、既に公共施設の利用の許可がなされている場合においても、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該許可を取消すことができるものとする。この場合において、当該取消しに伴う損害賠償の責めを負わない。  3　町長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。 | | | | | |
| 備考 |  | | | | |
|  | | | | | |
| **設定年月日** | | | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |